

第2章

指針の基本的考え方

1 基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。そして、人権が尊重され、守られた社会は、全ての人が自信と誇りを持って、生き生きと個性や能力を発揮できる社会となるはずです。

そこで、本市では人権施策推進の基本理念として、「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を掲げます。

私たちは、この厚木市において、全ての人が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、共に生き、支え合うまちづくりを目指します。

【 基 本 理 念 】

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現
～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を
発揮できる社会をつくります～

2 基本姿勢

一人一人の人権が尊重されるように、基本理念を実現するため、人権施策を推進する基本姿勢として、次の3点を掲げます。

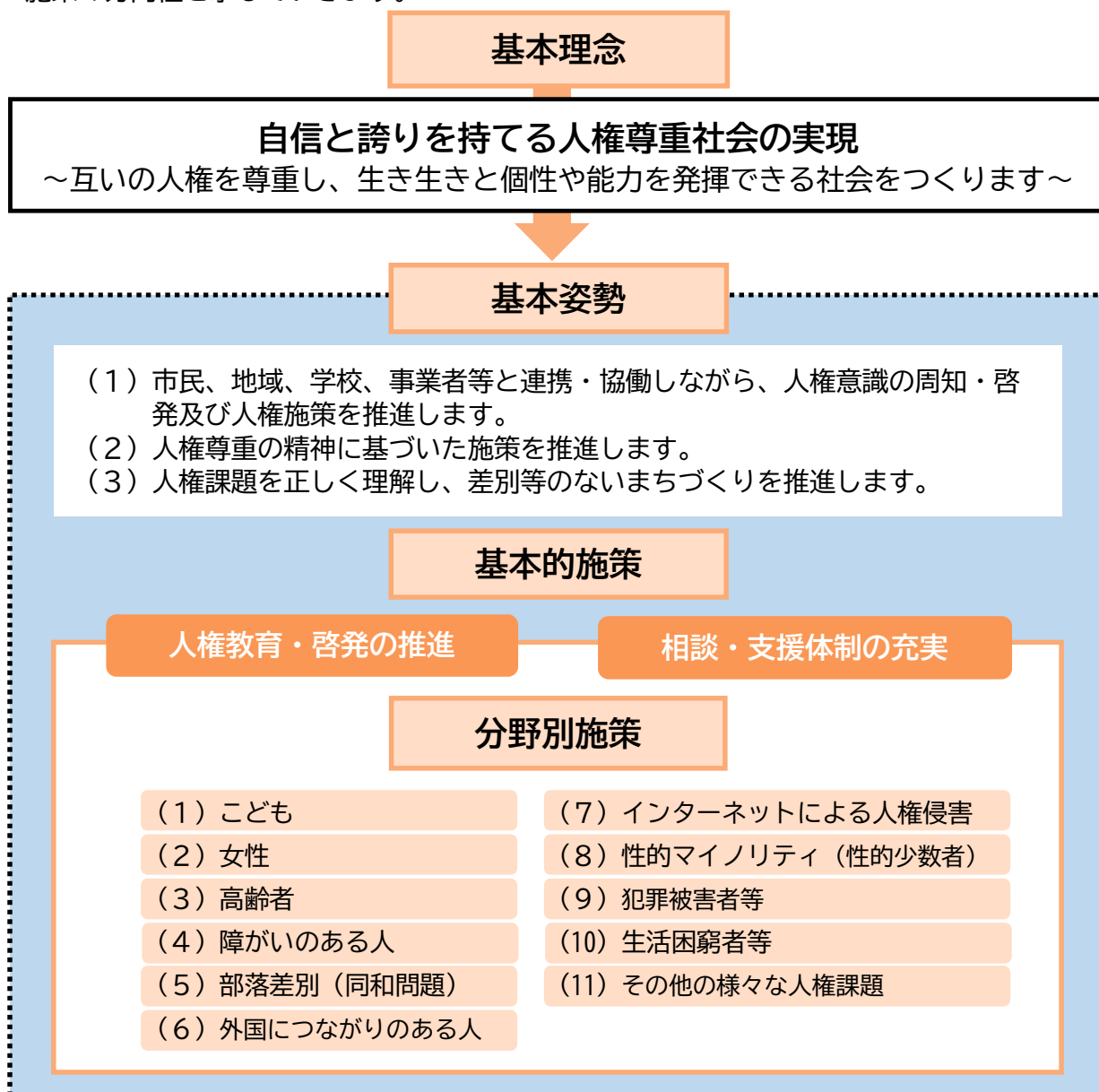
- (1) 市民、地域、学校、事業者等と連携・協働しながら、人権意識の周知・啓発及び人権施策を推進します。
- (2) 人権尊重の精神に基づいた施策を推進します。
- (3) 人権課題を正しく理解し、差別等のないまちづくりを推進します。

3 指針の体系図

本指針の基本理念「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～」を目指すために、人権施策を進めていく必要があります。

人権施策については、人権尊重の理念を普及させるために、包括的な施策として「人権教育・啓発の推進」及び「相談・支援体制の充実」を基本的施策とします。

また、様々な人権課題については、分野別施策とし、法務省が令和6（2024）年度の人権啓発活動の実施に際して掲げる17の啓発活動強調事項^{※7}に基づく、現状と課題、今後の施策の方向性を示していきます。



⁷17の啓発活動強調事項：(1) 女性の人権を守ろう、(2) こどもの人権を守ろう、(3) 高齢者の人権を守ろう、(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう、(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう、(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう、(7) 外国人の人権を尊重しよう、(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう、(9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう、(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう、(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう、(12) インターネット上の人権侵害をなくそう、(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう、(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう、(15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう、(16) 人身取引をなくそう、(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう